

答 申 第 73 号

平成 30 年 3 月 26 日

兵庫県公安委員会

委員長 三 宅 知 行 様

情報公開・個人情報保護審議会

会 長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

(答申)

平成 29 年 10 月 19 日付け兵公委発第 733 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が、特定の警察署でストーカー規制法違反で書面警告を受けた件で、その検討した理由が分かる文書

(別紙)

答 申

## 第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求に係る保有個人情報の不開示決定は妥当である。

## 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

### 1 保有個人情報の開示請求

平成 29 年 5 月 11 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成 29 年 5 月 24 日、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書の全てが条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号の不開示情報に該当するとして不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に不開示決定通知書を送付した。

### 3 審査請求

平成 29 年 8 月 17 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

### 4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、実施機関の特定の警察署が審査請求人に対して行ったストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。「ストーカー規制法」という。）の規定に基づく警告（以下「本件警告」という。）を検討した理由が分かる文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

### 5 諮問

平成 29 年 10 月 19 日、諮問庁は、条例第 42 条第 1 項の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、実施機関が作成した弁明書への反論書、意見書及び口頭意見陳述において述べている審査請求の趣旨及び理由は、次のとおり要約される。

本件警告は、特定の警察署から、審査請求人が通っていた店の女性に対して、SNS による電子メールを送信したということで、受けたものであり、その理由の開示を求める。

本件警告では、ストーカー規制法による義務のないことを要求したということと、SNS による電子メールを大量に送信したこと、そして監視していたことを理由としている。しかし、当該女性に対し SNS による電子メールを送信した当時、SNS は電子メールとしての取締対象ではなかったのに、この行為を本件警告の対象にされた理由を求める。また、監視していたとか、義務のないことを要求したとされていることに関してもそれを検討した理由を確認したい。審査請求人の情報として、本件警告を検討された理由を開示してもらえないのは手続上おかしい。

特定の警察署の警察官からは、個人情報を理由に答えられないと言われたが、当該女性が SNS で開示している情報は不開示情報に当たらないと思われるし、当該警察官から開示された情報や法令の基準は、不開示情報に当たらないと認識しており、本件警告の警告文の再発行を含め、ストーカー規制法及び刑法の該当規定並びにその規定の説明文書の開示を求める。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

#### 1 本件処分の理由について

(1) 本件対象公文書には、開示請求者である審査請求人以外の第三者が識別される情報及び当該識別情報以外の第三者の個人情報が記録されており、これを審査請求人に開示すれば、当該第三者に対し、つきまとい等を反復して行い、その身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるおそれがあることか

ら、当該情報は、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当する。

(2) 本件対象公文書には、実施機関が、本件警告を行うために調査し、検討した情報が記録されており、当該情報を審査請求人に開示すれば、上記(1)の当該第三者の安全が害される等、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動に支障が生じるおそれがあることから、当該情報は、条例第 16 条第 4 号の不開示情報に該当する。

(3) 本件対象公文書には、実施機関が調査し、検討した情報が記録されており、当該情報を開示すれば、警察の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、条例第 16 条第 7 号の不開示情報に該当する。

## 2 本件警告の理由に係る審査請求人の主張に対する反論

本件警告当時の SNS は、電子メールに当たらず、審査請求人の行為がつきまとい等に当たらないとの主張については、本件警告は、ストーカー規制法第 2 条第 1 項第 5 号の連続して電子メールを送信する行為を理由としてなされたものではない上、本件対象公文書は、上記 1 の不開示情報に該当するところ、不開示情報該当性を左右する理由には当たらない。

## 第 5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書には、実施機関の特定の警察署がストーカー規制法の規定に基づき、審査請求人に対して本件警告を行うに当たり、審査請求人以外の第三者からの申出を調査し、本件警告の内容を検討した情報が記録されており、当該第三者が識別される情報及び当該識別情報以外の第三者の個人情報が含まれている。

なお、審査請求人は、ストーカー規制法第 4 条の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成 12 年国家公安委員会規則第 18 号)第 2 条に定める警告書の交付により本件警告を受けているところ、当該警告書の再発行を本件審査請求において求めている。しかし、条例第 14 条に基づく開示請求の手續により、当該警告書の再発行を求めることはできない。

### 2 不開示理由について

実施機関は、本件対象公文書を条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号の不開示情報に該当するとして、本件対象公文書の全部を不開示としているため、以下検討する。

ストーカー規制法第 4 条の規定に基づき同法第 2 条に定めるつきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を警察本部長又は警察署長が受けた場合、当該申出に係るつきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるかどうかについて調査し、当該行為をするおそれがあると認める時は、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができ。そして、同法第 4 条の規定に基づく警告を受けた者には、更に反復して当該行為をしてはならないとされた行為について、警告書の交付により「警告の内容」と「警告をする理由」が示されている。

また、実施機関には、当該申出に関して、当該行為をした者、当該申出をした者その他第三者に対する調査が実施されることから、警告の内容を検討した情報が記録された公文書が存在し、当該公文書には、当該行為をした者が識別される情報だけでなく、当該申出をした者その他第三者が識別される情報が含まれている。

しかしながら、当該警告を受けた者に対して、ストーカー行為の申出をした者が識別できる情報や同法第 4 条に基づく警告を行うために調査した情報、当該警告の内容を検討した情報を明らかにし、当該警告を受けた者が知ることとなれば、第三者へのつきまとい等のストーカー行為が更に反復してなされるおそれ又は実施機関の調査の手法等が推察、分析され、新たなストーカー行為が行われるおそれがあることから、ストーカー規制法の目的である個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止することができなくなり、警察活動に支障を及ぼすおそれがあると言わざるを得ない。

よって、実施機関が本件対象公文書を条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号の規定により不開示としたことは、条例を正しく適用しているものと認められる。

### 3 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 29 年 10 月 19 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
平成 29 年 11 月 6 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 29 年 12 月 25 日 第 1 部会 (第 46 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 1 月 19 日 第 1 部会 (第 47 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 3 月 22 日 第 1 部会 (第 48 回)	・ 審議
平成 30 年 3 月 26 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 佐 倉 里 司

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿